

平成31年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月25日(月) 午前10時から10時35分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫

4. 欠席委員(3人)

	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	第3	村越聡

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。今期最後の総会となりました。よろしくお願ひします。本日、7番、木崎委員、8番、加藤委員さんから欠席の旨通知がございましたので、本日の出席委員は8名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第3回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

5番、町田修一委員、6番、今井健司委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件の議案が提案されております。

会期は本日1日間にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

なお、本件につきましては、会議規則第11条の規定により、4番、町田委員の退席を求めます。

〔4番町田恒夫委員退席〕

議長 続きまして、議案第4号について、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目も田で、計画面積は790平方メートルです。譲受人は、横瀬町内の農地所有適格法人で、譲渡人は町内在住の方です。申請理由は、賃借権の設定となっております。

資料を1枚めくっていただきまして、案内図1で場所についてご説明いたします。この地図の中央に赤色で塗ってある場所が申請地でございます。具体的な位置ですが、苧米地区にあります県営団地から東に約250メートルのところがこの申請地になります。この土地について、今回、賃借権の設定をしたいというものでございます。

審議内容の要点をご説明いたします。農地法第3条第2項第1号、全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、これに反する行為がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかです。

次に、農地法第3条第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合は不許可となりますということですが、この議案における譲受人は、平成20年5月26日、横瀬町農業委員会におきまして、農地所有適格法人の要件を全て満たしていると判断され、農地所有適格法人として毎年、定期報告書を提出して、現在に至っております。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数が、一般的には150日以上あるかどうかです。

続きまして、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件といたしまして、30アールであることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的、かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。事務局といたしましては、これらの許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。

上程されました議案第4号、番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る3月22日、補助農業委員の町田修一委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。

現地は、事務局の説明もあったとおりでございます。また、現地、田んぼなのですが、耕作状況は、現在つくっていない状況です。そういう状況です。あとは、草刈り等はしてあるような感じがしましたが、余りいい状況とはいえませんでした。一応こんなような田んぼの状態でございますが、周辺農地は、北側がずっと道路と圃場整備された田んぼです。また、南側には町道3081号、背戸堀沢がありまして、周辺農地への影響等は少ないと思えますので、委員皆様のご審議のほどをよろしく願います。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、町田修一委員、願います。5番。

町田修一委員 5番、町田です。

今、推進委員の方から説明されたとおりでございます。これにつきましては、ブドウをつくるのだそうです。また、期間は10年ということで、私の考えとするとブドウをつくるのだとしたら、もうちょっと年数を20年なりにしておかないと、中途半端な減価償却もできないのかなと思えますが、また10年後にはまたかかるのだそうですけれども、私は書類上、これによりしいと思えます。よろしく願います。

議 長 以上で、担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第4号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

議案第4号の審議が終了しましたので、4番委員さんの入場を求めます。

〔4番町田恒夫委員着席〕

議 長 4番、町田委員にご報告申し上げます。

ただいま審議をいたしましたところ、議案第4号につきましては、全員

の方の賛成により許可することに決定しました。ご通知申し上げます。

続きまして、日程第4、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第5号番号1についてご説明いたします。

議案第5号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます1筆で、台帳地目は畑、現況地目も畑で、面積は330平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町内に在住の方で、譲渡人も横瀬町在住の方でございます。申請理由は住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

資料を1枚めくっていただきまして、案内図2で場所についてご説明いたします。この地図の上の方にございます赤色で示した場所でございます。具体的な場所ですが、川西地区の県道沿いにありますコンビニエンスストアから東に約170メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、住宅用地に転用をしたいという申請でございます。農地区分は、水道及び下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設がある区域であることから、第3種農地と判断されます。

なお、この農地は、昨年10月の農政総合推進協議会におきまして、農振農用地区域から除外すると判断されまして、その後、手続を経て、今年の1月に農用地区域からの除外がされております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第5号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る22日に補助農業委員の富田委員と同行し、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は、事務局の説明どおりでございます。

申請土地〇〇〇〇〇〇、畑の所有権を移転し、住宅用地に転用し、自己

住宅を新築する申請です。現地確認では、現況畑で、利用状況は休耕中で、管理状態でした。隣接土地は、建築建物、ビニールハウス等、町道116号に接しており、北側に隣接した農地がありますが、所有者が住宅の建設を承諾しております。排水は公共下水管に接続、放流するそうです。

以上、転用することにより、隣接農地の影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田委員、お願いします。

富田委員 今回上程されました議案第5号番号1につきまして所見を申し述べさせていただきます。

3月22日に小河推進委員さんと譲渡人の地主さんを交えて現地確認をしてまいりました。住宅用地としての所有権の移転の申請でございます。事務局と推進委員さんの説明にあったとおりでございますけれども、隣接農地への影響は考えられますが、承諾書も添付されておりますので、やむを得ないのかなと思います。

この議案のご審議を皆様によりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第5号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第5号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第5号番号2についてご説明いたします。

議案第5号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、台帳地目は畑及び田、現況は休耕状態で、面積は2筆合わせて264平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり寄居町に在住の方で、譲渡人は横瀬町在住の方でございます。申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

資料を2枚めくっていただきまして、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地は、この地図の中央にあります黄色で示した場所でございます。具体的な場所ですが、川東地区にある札所五番の本堂から、北に約140メートルのところが申請地になります。この農地について、使用貸借権の設定を行い、住宅用地に転用をしたいという申請でございます。農地区分は、水道及び下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設がある区域であることから、第3種農地と判断されます。

なお、この農地は、昨年10月の農政総合推進協議会におきまして、農振農用地区域から除外すると判断され、その後の手続を経て、ことしの1月に農用地区域からの除外がされております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る3月22日、町田修一委員と同行し、現地及び申請図書の確認をしました。ただいま事務局の説明があったとおり、地区は川東です。北側に町道、東側に町道、その交点のところに申請地がありまして、当日、地主さんもちょうど出かけるところだったのですが、立ち会ってもらって現地の確認をしました。

特に今、耕作しておりませんでしたが、北側とか東側、西側は本人の農地なのですが、一応宅地にするには特に問題はないと思います。そのように感じました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、町田修一委員、お願いします。5番。

町田修一委員 5番、町田です。ただいま平沼推進委員さんのほうから説明がありましたけれども、周辺等につきましても道に囲まれているとかいろいろで、宅地に変更しても問題はないと思いますので、ひとつご審議をよろしく願います。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
質疑ございませんか。ないですか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第5号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって、議案第5号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号3について、事務局の説明を求めます。
事務局。

議 長 議案第5号番号3についてご説明いたします。
議案第5号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます2筆で、台帳地目は畑及び田、現況は道路敷で、面積は2筆合わせて32.27平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり小鹿野町に在住の方で、譲渡人は横瀬町在住の方でございます。申請理由は進入路用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

資料を2枚めくっていただきまして、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地は、この地図の中央にあります赤色で示した場所で、先ほどご審議いただきました、議案第5号番号2の場所の西側になります。具体的な場所ですが、川東地区にある札所五番の本堂から北に約140メートルのところ申請地になります。この農地について、使用貸借権の設定を行い、進入路用地に転用をしたいという申請でございます。

なお、本件におきましては、先ほどの議案第5号番号2において住宅の建設を計画し、土地を改めて精査したところ、隣接する本件の申請地が農地であり、無許可転用であったことが判明したとのことです。今後も申請地を進入路用地として使用したいため、始末書を付して農地転用申請に至ったとのことであります。農地区分は、水道及び下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある区域であることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第5号番号3について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る3月22日、補助農業委員の町田修一さんと同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。事務局の説明があつたとおり、前の議案第5号番号2の隣接地なのです。現況は道路的なものになっております。西側等の畑等にも特に影響は少ないと思います。

最後に、舗装とかそういうものはちょっと見受けられましたが、何か削ってあるような跡もありました。周辺農地への影響は特に少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、町田修一委員、お願いします。5番。

町田修一委員 5番、町田です。今、平沼推進委員さんのほうからの説明のとおりでございますので、ひとつご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございます。以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第5号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第5号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。長い間、皆さんには活発なご意見をいただき、ありがとうございました。今期3年間、大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

これをもちまして本日の閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時35分)